

犬山市議会第96号議案

令和7年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度犬山市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和7年11月28日提出

犬山市長 原 欣 伸

第 1 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
納税通知書印刷及び封入封緘業務	令和7年度 令和8年度	千円 1 5 1

犬山市議会第96号議案添付

令和7年度

犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算事項別明細書

単位：千円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの
支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他
納税通知書印刷及び封入封緘業務	千円 151		千円 令和7年度 令和8年度		千円 151	千円	千円 151	千円